

最低制限価格及び低入札調査基準価格等の見直しについて

令和4年10月1日以降に公告し、又は指名通知を発送する入札から最低制限価格等を次のとおり改定します。

【 最低制限価格及び低入札調査基準価格算定式 】

1 土木工事及び積算体系が建設工事と同じ業務委託

最低制限価格 = 直接工事費 × ① + 共通仮設費 × ② + 現場管理費 × ③ + 一般管理費 × ④

係数	現行	改正後
①	10分の10	10分の9.7
②	10分の10	10分の9
③	10分の8	10分の9
④	10分の5.5	10分の6.8
上限	予定価格 × 0.92	予定価格 × 0.92
下限	予定価格 × 0.87	予定価格 × 0.75

2 建築工事及び設備工事

最低制限価格 = 直接工事費 × **0.9** × ① + 共通仮設費 × ② + (現場管理費 + 直接工事費 × **0.1**) × ③ + 一般管理費 × ④

※ 現行の計算式は、

最低制限価格 = 直接工事費 × ① + 共通仮設費 × ② + 現場管理費 × ③ + 一般管理費 × ④

	現行※	改正後
①	10分の9.5	10分の9.7
②	10分の10	10分の9.0
③	10分の8	10分の9.0
④	10分の5.5	10分の6.8
上限	予定価格 × 0.92	予定価格 × 0.92
下限	予定価格 × 0.87	予定価格 × 0.75

3 土木関係建設コンサルタント業務

最低制限価格 = 直接人件費 × ① + 直接経費（積上げ計上） × ② + その他原価 × ③ + 一般管理費 × ④

係数	現行	改正後
①	10分の10	10分の10
②	10分の10	10分の10
③	10分の9	10分の9
④	10分の4.5	10分の4.8
上限	予定価格 × 0.82	予定価格 × 0.82
下限	予定価格 × 0.6	予定価格 × 0.6

4 地質調査業務

最低制限価格 = 直接調査費 × ① + 間接調査費 × ② + 解析等調査業務費 × ③ + 諸経費 × ④

係数	現行	改正後
①	10分の10	10分の10
②	10分の10	10分の9
③	10分の7	10分の8
④	10分の5	10分の4.8
上限	予定価格 × 0.85	予定価格 × 0.85
下限	予定価格 × 3分の2	予定価格 × 3分の2

5 清掃及び警備業務

	現行	改正後
清掃	予定価格 × 0.7	廃止
警備	予定価格 × 0.7	廃止

【 低入札価格調査における失格基準 】

1 費目別判断基準

直接工事費から一般管理費等がそれぞれ直接工事費 × ①、共通仮設費 × ②、現場管理費 × ③、一般管理費 × ④以上であること。

※建築工事及び設備工事は、直接工事費 × 0.90 × ①、共通仮設費 × ②、（現場管理費 + 直接工事費 × 0.10） × ③、一般管理費 × ④以上であること

	現行	改正後
①	10分の7.5	10分の7.5
②	10分の7	10分の7
③	10分の7	10分の7
④	10分の5.5	10分の5.5

2 総額判断基準 ※ 現行はαかβのいずれか低い額

$\alpha = (\text{直接工事費} \times \text{①} + \text{共通仮設費} \times \text{②} + \text{現場管理費} \times \text{③} + \text{一般管理費} \times \text{④}) - \text{工事価格の} 3\%$

※ 建築工事及び設備工事は、{直接工事費 × 0.90 × ① + 共通仮設費 × ② + (現場管理費 + 直接工事費 × 0.10) × ③ + 一般管理費 × ④} - 工事価格の 3%

	現行	改正後
①	10分の10	10分の9.7
②	10分の10	10分の9
③	10分の8	10分の9
④	10分の5.5	10分の6.8

$\beta = \text{直接工事費} \times \text{①} + \text{共通仮設費} \times \text{②} + \text{現場管理費} \times \text{③} + \text{一般管理費} \times \text{④}$

	現行	改正後
①	10分の10	廃止
②	10分の9	
③	10分の8	
④	10分の5.5	